

加盟・協力団体規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)と他の団体との連携関係に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(基本方針)

本協会は、都道府県協会その他の下部組織を会員として迎え入れる加盟団体制度は、これを設けない。

2 本協会は、本協会の事業の円滑な推進及び競技の普及発展を図るため、本協会の目的に賛同し、相互に連携・協力する団体(以下「協力団体」という。)を指定することができる。

3 本協会は、現時点において加盟団体を有しておらず、将来にわたっても加盟団体の募集及び新設は行わない方針とする。本協会が他団体と連携関係を構築する場合は、次章に定める協力団体としての指定によるものとする。

第2章 協力団体

第3条(協力団体の定義)

協力団体とは、本協会の社員(正会員)又は下部組織としての地位を有さず、本協会と対等な立場において、事業の連携、情報の共有その他の協力関係を継続的に行う団体をいう。

第4条(指定の要件)

協力団体としての指定を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1)法人その他継続的な組織及び活動実態を有する団体であること
- (2)本協会の目的(デフスポーツとしてのビーチバレーボールの普及発展等)に賛同し、又はこれと親和性のある事業を行っていること
- (3)反社会的勢力に該当せず、かつ、これと関係を有しないこと
- (4)本協会と連携することについて、当該団体において正当な意思決定手続を経ていること

第5条(指定の手続)

協力団体の指定は、本協会又は相手方団体の申出に基づき、理事会の決議により行う。

2 協力団体の指定に当たっては、連携の目的及び内容を明確にした協定書、覚書その他これに準ずる書面を取り交わすものとする。

第6条(現に指定する協力団体)

本規程施行の時点において、本協会が指定する協力団体は、次のとおりとする。

- (1)一般社団法人日本パラバレーボール協会

第7条(連携事項)

本協会は、協力団体との間で、次の各号に掲げる事項について連携・協力するものとする。連携の具体的内容は、団体ごとに別途取り交わす協定書等による。

- (1)障がい者スポーツ及びデフスポーツの普及並びに競技力向上に関する情報交換及び技術協力
- (2)合同イベント、交流大会その他普及啓発事業の共同実施
- (3)指導者及び審判員の養成における相互協力
- (4)その他理事会が必要と認める事項

第8条(協力関係の解消)

協力団体との協力関係は、次の各号のいずれかに該当する場合に解消するものとする。

- (1)当該協力団体又は本協会から解消の申出があり、双方が合意したとき
- (2)協力団体が第4条各号に定める要件を満たさなくなったと理事会が認めたとき
- (3)協力団体が本協会の名誉又は信用を著しく損なう行為を行ったとき

2 協力関係の解消は、理事会の決議による。

第9条(協力団体の追加及び変更)

第6条に掲げる協力団体の追加、変更又は削除は、理事会の決議により行い、その都度本規程を改正するものとする。

第3章 雑則

第10条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。